

重要事項説明書

N O S A I 山形

この「説明書」は、各共済事業のご契約に伴う重要事項のうち、ご加入される皆さまに、あらかじめご承知いただきたい契約上、特に重要な事項を記載したものです。加入お申込みの際は、この説明書、約款等をご確認下さい。

◎ 共通事項

1. ご契約は、別途定めている各共済事業の加入申込書に、加入者が必要事項を記入、押印して山形県農業共済組合（以下「組合」といいます。）に申込み、組合がその申込みを受諾したときに成立します。
加入申込書には、事実を正確にご記入下さい。記入内容が事実と異なるときには、契約の解除や共済金をお支払いできなくなる場合があります。
なお、加入申込書の提出後、記入内容の誤りに気付いたときは、速やかに組合にお知らせ下さい。
2. 農業共済制度は、行政庁の指導・監督のもと、組合と国の２段階による責任分担を行い、危険分散を図ることで、共済金の確実な支払いができる仕組みをとっておりますが、組合の財務状況によっては、共済金等のお支払いする金額が削減されることがあります。
3. 加入している共済目的の譲渡があった場合は、譲受人が組合に対して２週間以内に必要な書面を添えてこれの申請をし、組合の承諾を得ることでその共済関係を承継することができます。譲渡、相続その他の包括継承があった場合には必ず行って下さい。
4. 加入いただいた共済目的について、通常すべき管理、その他損害防止を怠らずに行って下さい。
5. 組合は、損害の防止又は損害の認定のため必要があるときは、共済目的のある土地又は工作物に立ち入り、必要な調査を行うことができます。
6. 共済事業ごとに共済事故の認定などに様々な通知が必要です。遅滞なく組合にお知らせ下さい。
7. 全共済事業に共通して共済金の支払いができない損害として、次のものがあります。
 - ・戦争その他の変乱によって生じた損害
 - ・組合員又はその法定代理人の故意又は重大な過失によって生じた損害（ただし、組合員が損害賠償を目的に、他人の所有するものを共済に付した場合は「故意」によるものとします。）
 - ・共済金の取得を目的とした組合員と同一の世帯に属する親族の故意によって生じた損害
8. 組合は、共済金を支払ったときは、共済事故による損害が生じたことにより組合員が取得する債権を代位します。
9. 共済掛金の納入及び共済金の支払いを適正に行うため、金融機関の登録をいただいております。口座振替手続がお済みでない方はお早めにお申し出下さい。また、金融機関を変更した場合は、速やかに、その旨を組合にお知らせ下さい。なお、共済掛金については、期限内の納入をお願いします。

◎事業ごとの説明事項

1. 農作物共済(水稲、麦)

選択できる加入方式は以下のとおりです。

加入方式	内 容
一筆方式 (水稲・麦)	耕地ごとの減収量（その耕地の基準収穫量から収量を差し引いた数量）が、その耕地の基準収穫量に農家が選択した共済金支払開始損害割合（以下「支払開始割合」といいます）を乗じた数量を超えた場合に共済金を支払う方式 支払開始割合 3 割を選択・・・基準収穫量の 7 割を補償 〃 4 割を選択・・・ 〃 6 割を補償 〃 5 割を選択・・・ 〃 5 割を補償
半相殺方式 (水稲・麦)	農家の被害耕地に係る減収量の合計がその農家の基準収穫量（その農家の耕地ごとの基準収穫量の合計）に農家が選択した支払開始割合を乗じた数量を超えた場合に共済金を支払う方式 支払開始割合 2 割を選択・・・基準収穫量の 8 割を補償 〃 3 割を選択・・・ 〃 7 割を補償 〃 4 割を選択・・・ 〃 6 割を補償
全相殺方式 (水稲・麦)	農家ごとの減収量（その農家の基準収穫量から増収分も加味した収量を差し引いた数量）が、その農家の基準収穫量に農家が選択した支払開始割合を乗じた数量を超えた場合に共済金を支払う方式 支払開始割合 1 割を選択・・・基準収穫量の 9 割を補償 〃 2 割を選択・・・ 〃 8 割を補償 〃 3 割を選択・・・ 〃 7 割を補償
品質方式（水稲） 災害収入共済方式 （麦）	品質を加味した農家の収穫量がその農家の基準収穫量を下回り、かつ、生産金額が基準生産金額に農家が選択した補償割合（9・8・7割）を乗じた金額に達しないときに共済金を支払う方式 補償割合 9 割を選択・・・生産金額が基準生産金額の 9 割を下回った時に補償 〃 8 割を選択・・・ 〃 8 割 〃 〃 7 割を選択・・・ 〃 7 割 〃
地域インデックス方式	農家ごと及び統計単位地域ごとの減収量（当該耕地が属する統計単位地域の基準収穫量から統計データを用いて算出した当年産の収穫量を差し引いて得た数量）が、基準収穫量に農家が選択した支払開始割合を乗じた数量を超えた場合に共済金を支払う方式。 支払開始割合 1 割を選択・・・基準収穫量の 9 割を補償 〃 2 割を選択・・・ 〃 8 割を補償 〃 3 割を選択・・・ 〃 7 割を補償

※一筆方式以外の全ての加入方式において、一筆半損特約（被害耕地の収穫量が耕地別収穫量の2分の1に相当すると認められる耕地について、減収量を耕地別収穫量の2分の1とみなし共済金を支払う特例を適用する旨の特約）の付帯が選択できます。

※新規需要米（加工用米・備蓄米・飼料用米・米粉用米・輸出用米）も穀実の収穫を目的としているものは主食用米と同じく水稲共済の補償対象となっています。

※飼料用米及びバイオ燃料用米については、統計データが公表されていないためインデックス方式には加入できません。

(1) 共済事故

共済責任期間中に発生した損害で補償の対象となる災害又は事故（以下「共済事故」といいます。）は次のとおりです。

風水害、干害、ひょう害、冷害、凍霜害、暖冬害、寒害、雪害、雨害湿潤害、冷湿害、土壌湿潤害、地震害、雷害、噴火の害、地すべりの害、その他気象上の原因による災害、火災、病害、虫害、鳥害、獣害、及び品質方式・災害収入共済方式は品質の低下を伴う生産金額の減少を含みます。

(2) 共済責任期間

本田移植期（水稻直播及び麦は発芽期）から収穫までです。ただし、収穫とは適期に刈取り、適期に圃場から搬出することです。

(3) 収穫量とする基準

縦目ぶるいが、水稻にあつては1.8mm以上の玄米（飼料用米は篩下分も加味）、麦にあつては小麦が2.0mm以上の上麦、6条大麦にあつては1.8mm以上の上麦を基準として収穫量とします。

ただし、基準収穫量（基準生産金額）の設定を客観的な資料を基礎として定める場合（全相殺方式、災害収入共済方式、品質方式、地域インデックス方式）を除きます。

(4) 共済金額（補償金額）

① 一筆方式 : 1kg当たり共済金額×耕地の基準収穫量×補償割合（7・6・5割）

② 半相殺方式 : 1kg当たり共済金額×組合員の基準収穫量×補償割合（8・7・6割）

③ 全相殺方式 : 1kg当たり共済金額×組合員の基準収穫量×補償割合（9・8・7割）

④ 品質方式、災害収入共済方式：基準生産金額×補償割合（9・8・7割）

⑤ 地域インデックス方式：1kg当たり共済金額×組合員の基準収穫量×補償割合（9・8・7割）

注）品質方式、災害収入共済方式については、上記の農家が選択した金額から組合が定める最低割合（6割）を乗じて求めた額の範囲内で申し出た金額となります。

注）1kg（単位）当たり共済金額は、過去の一定年間における平均価格をもとに、毎年国から告示され、組合員の申し出により選択が可能です。

注）基準生産金額は、過去5年間の出荷実績に基づく平均的な生産金額として農家単位に設定します。

(5) 共済掛金

共済掛金は共済金額に共済掛金率を乗じて得られた額です。

・国が定める共済掛金標準率は3年を基本として改定されます。

・共済掛金率は組合員個別の損害率をもとに危険段階別に定められており、適用される危険段階区分は毎年更新となります。

・共済掛金に対して国庫負担があり、農家負担掛金の軽減が図られています。

(6) 共済金をお支払いできない場合

共済事故による損害でも、次の場合には共済金の全部又は一部につき、お支払いできません。

・損害防止の義務を怠ったとき。

・損害防止の処置の指示に従わなかったとき。

・共済事故発生通知義務を怠り、又は悪意若しくは重大な過失によって不実の通知をしたとき。

・共済細目書の提出を怠り、又は悪意若しくは重大な過失によって共済細目書に不実の記載をしたとき。

・提出した共済細目書に生じた変更の通知を怠り、又は悪意若しくは重大な過失によって不実の通知をしたとき。

・正当な理由がないのに組合員負担共済掛金の払い込みを遅滞したとき。

(7) 分割評価

肥培管理の粗放若しくは不行き届き又は病虫害防除の不適切、その他共済事故以外の原因による減収量は、分割減収量として支払対象から除いて取り扱います。

(8) 組合員の通知義務

共済事故が発生したとき、又は共済金の支払いの対象となる被害を受けたときは、直ちにその旨を組合にお知らせ下さい。また、収穫期において、共済金支払いの対象となるような被害を受けている場合は、改めて組合に損害通知をお願いします。収穫後の損害評価は行えませんが、収穫前に必ず連絡をお願いいたします。

(9) 経営所得安定対策との関連について（麦）

「畑作物の直接支払交付金申請者」（経営所得安定対策実施要綱のⅣの第1の1の（1））として、高い単位当たり共済金額を選択した場合は、次により営農継続支払額が共済金から控除さ

れることや、支払共済金を返還いただく場合があります。

- ・ 当年の生産量にかかる数量払交付金が営農継続支払額に満たなかった場合、共済金は営農継続支払額を控除して算出します。
- ・ 共済金を受領したあとで、畑作物の直接支払交付金が交付されなかった場合（共済事故による場合を除きます。）には、当組合から掛金の一部を返還し、お支払いした共済金の一部を返還していただきます。

(10) 告知義務違反による解除

加入の申込みに当たっては、損害の発生の可能性に関する重要な事項について組合が求めたものに事実の告知が必要です。告知をしなかったり、不実の告知をした場合には共済関係を解除する場合があります。当該解除権は解除の原因を知ったときから1ヵ月間行使しないとき、又は申込み承諾の時から6ヵ月を経過したときは、消滅します。

なお、加入申込みの承諾の当時に組合が不実の告知の事実を知っていたり、共済媒介者が組合員に対し不実の告知を勧めたときなどは、解除できません。

(11) 共済掛金不払の場合の共済関係の解除

正当な理由がなく組合が指定する払込期日までに共済掛金の払い込みが遅滞したときは、共済関係を解除します。

(12) 重大事由による解除

次の事由がある場合には、共済関係を解除する場合があります。

- ① 共済金の給付を目的として損害を生じさせ、又は生じさせようとしたこと。
- ② 共済金の給付の請求について詐欺を行い、又は行おうとしたこと。
- ③ 組合の組合員に対する信頼を損ない、共済関係の存続を困難とする重大な事由。

(13) 解除の効力

解除は将来に向ってのみ効力を有しますが、重大事由による解除の場合は解除までに発生した共済事故による損害を、告知義務による解除の場合はその事由が生じたときから解除までに発生した共済事故による損害を、組合がてん補する責任は負いません。

(14) 自動継続特約

組合員が申し出て組合がこれを承諾したときは、自動継続特約を付すことができます。申込期間が終了するまでに、翌年以降の年産について申込みをしない旨の意思表示がないときは、農作物共済の申込みがあったものとみなします。

特約を付した場合、組合より示された前年産の共済関係の内容について変更がある場合、申込期間が終了するまでに、それを申し出るものとします。

2. 家畜共済

家畜共済に加入している家畜の死亡、廃用による損失が発生したとき、又は疾病及び傷害が発生し治療を要したときに共済金を支払う事業です。死亡廃用共済と疾病傷害共済及び肉豚共済の3つがあり、別々に加入又は各々補償割合を選択できます。

(1) 加入資格者、共済関係の成立等

① 加入資格者

家畜共済には、牛、馬又は豚につき養畜の業務を営む者で、組合の区域内に住所を有する方が加入できます。共済掛金期間の開始する2週間前までに、死亡廃用共済にあつては子牛等、疾病傷害共済にあつては子牛を共済目的とする旨の申出をすることができます。

（共済目的）

○死亡廃用共済

- ・ 牛 出生後第4月の月の末日を経過したもの。
- ・ 子牛等 子牛及び授精又は受精卵移植後240日に達する可能性のある胎児。
- ・ 馬 出生の年の末日を経過したもの。
- ・ 種豚 出生後第5月の月の末日を経過したもの。

○疾病傷害共済

- ・ 牛 死亡廃用共済に同じ
- ・ 子牛 死亡廃用共済に掲げる子牛

- ・馬 死亡廃用共済に同じ
- ・種豚 死亡廃用共済に同じ

○肉豚共済

- ・特定肉豚 出生後第20日の日（その日に離乳していないときは離乳した日）に達しているもの
- ・群単位肉豚 出生後第20日の日（その日に離乳していないときは離乳した日）に達し、第8月の月の末日を経過していないもの

② 共済関係の成立

共済関係は、組合員が飼養する当該家畜区分ごとに全頭加入する包括共済関係と、組合員が飼養する種雄牛又は種雄馬ごとに加入する個別共済関係があります。

組合員は、別途定める家畜共済加入申込書に必要事項を記入及び押印して組合に申込み、組合がその申込みを承諾したときに共済関係が成立します。また、継続加入の場合は、別に定める継続加入通知書に必要事項を記入及び押印して組合に提出し、納入期限（2週間の猶予期間があります）までに共済掛金等を納入していただければ、共済関係が継続します。

なお、共済掛金期間中に飼養の業務を止めた場合（肉豚共済は除く）は、共済掛金等を返還します。

（包括共済家畜区分）

対象家畜	包括共済家畜区分	
	死亡廃用共済	疾病傷害共済
満24月齢以上の乳牛の雌であって搾乳の用に供されるもの	搾乳牛	乳用牛
満24月齢未満の乳牛の雌 牛の胎児のうち乳牛であるもの	育成乳牛	
満24月齢以上の肉用牛の雌であって繁殖の用に供されるもの	繁殖用雌牛	肉用牛
搾乳牛、繁殖用雌牛、育成乳牛及び種雄牛以外の牛 牛の胎児のうち乳牛でないもの	育成・肥育牛	
満36月齢以上の馬の雌であって繁殖の用に供されるもの	繁殖用雌馬	一般馬
繁殖用雌馬及び種雄馬以外の馬	育成・肥育馬	
種豚	種豚	種豚
特定肉豚及び群単位肉豚		

(2) 共済事故

以下の場合に共済金をお支払いします。

①死亡廃用共済の死亡事故及び肉豚共済の死亡事故

- ・成牛、子牛等、馬及び豚の死亡。ただし、と殺による死亡及び家畜伝染病予防法の規定による手当金、特別手当金、補償金の交付の原因となる死亡は除く。

②死亡廃用共済の廃用事故

- ・疾病又は不慮の傷害（3号廃用に掲げる疾病及び傷害を除く。）によって死にひんしたこと。（1号廃用）
- ・不慮の災厄によって、家畜それ自体の病傷の有無にかかわらず、周囲の事情によって救うことのできない状態となること。（家畜伝染病予防法の規定による特別手当金又は補償金の交付の原因となると殺又は殺処分等が行われることが判明した時を除く。）（2号廃用）
- ・骨折、は行、両眼失明、牛白血病、伝達性海綿状脳症若しくは創傷性心のう炎で治癒の見込みのないもの、又は放線菌症歯牙疾患、顔面神経まひ若しくは不慮の舌断裂で採食不能となり治癒の見込みのないものによって使用価値を失ったこと。（3号廃用）
- ・盗難その他の理由によって行方不明となった場合であって、その事実が明らかとなった日

の翌日から起算して30日を下らない範囲内において事業規程等で定める期間以上生死が明らかでないこと。（4号廃用）

- ・乳牛の雌、種雄牛又は種雄馬が治癒の見込みのない生殖器の実質的な機能の喪失又は機能そのものには傷害がないとしても治癒の見込みのない生殖器の伝染性疾患によって、人工授精が不可能となったこと。（5号廃用）
- ・乳牛の雌が治癒の見込みのない泌乳器の疾病又は傷害であって当該家畜に係る共済責任の始まった時以後に生じたことが明らかなものによって泌乳能力を失ったことが泌乳期（当該家畜について現実に搾乳する期間）において明らかとなったこと。（6号廃用）
- ・牛が出生時において前肢湾曲症、軟骨形成不全等の奇形又は不具であることにより、将来の使用価値がないことが明らかなこと。（7号廃用）

③疾病傷害共済の共済事故

成牛、子牛、馬及び種豚の疾病及び傷害。獣医師の治療を必要とする程度の家畜としての機能に支障をきたす異常な状態のこと。

④ 共済事故の一部除外

組合との間に包括共済関係のある方は、一定の条件を満たせば、共済掛金期間の開始する2週間前までに、事故の一部を共済事故としない旨の申出をすることができます。共済事故としないものは、火災、伝染性の疾病又は風水害その他気象上の原因（地震及び噴火を含む。）による死亡及び廃用（以下「特定事故という。」）以外の死亡及び廃用や、上述の1号廃用から3号廃用になります。この場合、一部除外に見合う共済掛金が割引されます。

(3) 共済責任の開始と共済掛金期間

共済責任は、共済掛金の払込みを受けた日の翌日から開始されます。また、共済掛金期間は1年間です。

(4) 共済価額

死亡廃用共済の共済価額は以下の月齢に対応する評価額の合計となります。疾病傷害共済の共済価額は、期首に飼養している家畜の価額の合計（引受価額）となります。肉豚も、期首又は基準期間の開始の時に飼養している家畜の価額の合計金額となります。

包括共済家畜区分	対象家畜	適用する月齢
搾乳牛	期首時点で飼養している搾乳牛	期首月齢
	期中に導入予定の搾乳牛	導入時の月齢
	期中に満24月齢となる育成乳牛	満24月齢
育成乳牛	期首時点で飼養している育成乳牛	期首月齢+掛金期間-1月
	期中に導入予定の育成乳牛	導入月齢+期末年月-導入年月
	期中に出生予定の子牛	期末年月-出生予定年月
	直近1年間の死亡した胎児	月
繁殖用雌牛	期首時点で飼養している繁殖用雌牛	期首月齢
	期中に導入予定の繁殖用雌牛	導入時の月齢
	期中に満24月齢となる育成牛	満24月齢
育成・肥育牛	期首時点で飼養している育成牛又は肥育牛	期首月齢+掛金期間-1月
	期中に導入予定の育成牛又は肥育牛	導入月齢+期末年月-導入年月
	期中に出生予定の子牛	期末年月-出生予定年月
	直近1年間の死亡した胎児	月
繁殖用雌馬	期首時点で飼養している繁殖用雌馬	期首月齢

	期中に導入予定の繁殖用雌馬	導入時の月齢
	期中に満36月齢となる育成馬	満36月齢
育成・肥育馬	期首時点で飼養している育成馬又は肥育馬	期首月齢+掛金期間-1月
	期中に導入予定の育成馬又は肥育馬	導入月齢+期末年月-導入年月
種豚	期首時点で飼養している種豚	期首月齢
	期中に導入予定の種豚	導入時の月齢
	期中に第5月の月の末日を超える種豚	

(5) 共済金額

○死亡廃用共済及び肉豚共済

共済金額は、以下の式により算定される金額で、共済掛金期間ごとに組合員が申し出た金額となります。また、付保割合は8割から2割（肉豚は8割から4割）の範囲内で選択し、異動の場合を除き共済掛金期間中は変更されません。

$$\text{共済金額} = \text{共済価額} \times \text{付保割合}$$

○疾病傷害共済

共済金額は、共済掛金期間ごとに、以下の病傷共済金支払限度額を超えない範囲において、組合員が申し出た金額となります。なお、継続加入時において、期首時点の飼養頭数が0頭であっても共済関係を継続し、最初に家畜を飼養した時点で共済金額を増額できます。

$$\text{病傷共済金支払限度額} = \text{期首の引受価額} \times \text{病傷共済金支払限度率} \times \text{短期係数}$$

※ただし、期首の引受価額は50万円×引受頭数が上限

(6) 異動通知

組合員が飼養する共済目的に以下の異動が生じた場合は、遅滞なく組合に通知する必要があります。組合は、当該異動通知に基づき、加入申込内容を修正し、申出により共済金額を変更します。

① 死亡廃用共済

- ア. 農場の譲受け、畜舎の増築等養畜の業務の著しい変更に伴う家畜の譲受け
- イ. 共済事故の発生により飼養頭数の減少を補うための家畜の譲受け
- ウ. 養畜の業務の規模の著しい変更により家畜を飼養しなくなる

② 疾病傷害共済

- ア. 共済目的たる家畜を飼養することとなったこと
- イ. 養畜の業務の規模の著しい変更により家畜を飼養しなくなる

③ 肉豚共済

- ア. 肉豚の譲受け
- イ. 肉豚が出生後第20日の日（その日に離乳していないときは離乳した日）に達したこと
- ウ. 共済目的たる家畜を飼養することとなったこと
- エ. 共済目的たる肉豚が種豚になったこと
- オ. ①のアからウ

(7) 共済掛金

共済掛金は、以下の式により算定される金額となります。ただし、死亡廃用共済の期末において、期首の共済価額に変更が生じた場合、共済掛金等を精算します。

$$\text{共済掛金} = \text{共済金額} \times \text{共済掛金率} \times \text{短期係数} \quad (\text{死亡廃用共済及び肉豚共済})$$

$$\text{共済掛金} = \text{共済金額} \times \text{共済掛金率} \quad (\text{疾病傷害共済})$$

※群単位肉豚について、新規加入時の短期係数は「共済掛金期間/7」とします。

共済掛金率は、国から3年ごとに告示される共済掛金標準率をもとに、危険段階別に設定します。危険段階区分は21区分で、過去10年間の損害率をもとに毎年判定します。

共済掛金に対して牛・馬は5割、豚は4割の国庫負担があり、農家負担掛金の軽減が図ら

れています。（ただし、死亡廃用共済及び疾病傷害共済ごとに国庫負担限度額があります。）

(8) 死亡廃用共済における期末調整

組合員は、共済掛金期間終了後速やかに共済掛金期間中の飼養実績を確定させ、組合はその実績に基づき、共済価額を再算定します。その結果、申告時の共済価額と差額が生じた場合、期末調整で確定した組合員等負担共済掛金と払込済組合員等負担共済掛金の差額を徴収又は払戻します。また、死廃共済支払限度額も期末調整で確定させ、組合は、共済金の差額を追加支払い又は返還請求します。

(9) 共済掛金の分割納入

組合員が、一時に高額の共済掛金を納入できない場合は、3回に分けて納入することができます。その場合、連帯保証人と連署の上、印鑑証明書を添付して申請して下さい。

ただし、分割納入2回目以降の掛金の払込を遅延し、かつ2週間の猶予期間を過ぎても払い込まれなかった場合は、延滞金（千円未満は除く）が加算されます。また、その間に発生した共済事故は免責となります。

なお、共済掛金期間内に養畜の業務を停止した場合は、組合に届け出て下さい。

(10) 共済金

共済事故が発生した場合、組合に連絡しなければなりません。連絡が遅れた場合、共済金の免責若しくは支払われないことがあります。また、受診時及び組合が行う死廃事故の確認時には原則として立ち合っていただきます。なお、診療を受けた時は、獣医師から診療種別等通知書の交付を受け、3年間保存して下さい。

① 死亡廃用共済及び肉豚共済

・次の（ア）、（イ）で算出された額のうち、いずれか少ない方が支払額となります。

（ア）計算共済金＝〔事故家畜の価額－肉皮等残存物の価額又は廃用家畜の価額＋補償金等〕×付保割合

注）肉皮等残存物の価額又は廃用家畜の価額は、別に算出される基準額を下限として計算されます。ただし、いずれも事故家畜価額の1/2が限度となります。

（イ）純損害額＝事故家畜の価額－（肉皮等残存物の価額又は廃用家畜の価額＋手当金＋支援金）

- ・補償金等とは、社会通念上損害を補てんするものであり、単なる見舞金、国からの手当金及び支援金は含みません。
- ・純損害額を算定するときの肉皮等残存物の価額又は廃用家畜の価額は、実際の売渡価格を適用します。
- ・事故家畜の価額は、搾乳牛、繁殖用雌牛、繁殖用雌馬、種豚、肉豚にあつては期首の価額を、育成乳牛、育成・肥育牛及び育成・肥育馬にあつては、事故発生時の価額を適用します。
- ・組合員ごとの被害率が、農林水産大臣の定める率を超える場合、死廃事故に係る共済金の支払額に限度が設けられます。ただし、特定事故は限度が適用されません。また、共済掛金期間開始後、最初に発生した特定事故以外の事故で支払限度額を超えた場合は、その適用を受けません。

② 病傷事故

共済金＝診療総点数×1点の価額（10円）×100/100

- ・診療総点数は、診療その他の行為によって組合員が負担すべき費用の内容に応じて農林水産大臣が家畜共済診療点数表に定める点数の合計となります。

(11) 免責事由

以下に掲げる事由が発生した場合、共済金の全部または一部につき、免責することがあります。

- ① 通常すべき管理、その他損害防止の義務を怠ったとき。（（12）の免責基準を参照）牛白血病による死廃事故において、白血病感染拡大防止措置を実施しなかったときは4割免責。と畜後に牛白血病と判明しその通知を怠った場合は1割免責。
- ② 損害防止の処置の指示に従わなかったとき。（（12）の免責基準を参照）
- ③ 異動通知、事故発生通知又は損害発生通知を怠り、又は悪意若しくは重大な過失によって

不実の通知をしたとき

- ④ 正当な理由がないのに、以下の組合員等負担共済掛金の払込みを遅滞したとき。
- ア. 共済掛金の分納において、第2回目以降の掛金の払込みを猶予期間を経過して遅滞したとき
 - イ. 期中の共済金額変更時の共済掛金について、払込みを遅延したとき
 - ウ. 掛金の期末調整を行う際、払込みを遅延したとき
- ⑤ 当該申込みの際、現に飼養していた家畜で当該申込みに係るもののうちに疾病にかかり、若しくは傷害を受けていたもの又は疾病若しくは傷害の原因が生じていたものがあつた場合において、悪意又は重大な過失によってこれを通知せず、又は不実の通知をしたとき（この組合がこれを知っていたとき及び過失によってこれを知らなかったときを除く。）
- ⑥ 家畜共済に係る共済責任の開始する前に生じていた疾病若しくは傷害又はその原因が生じていた疾病若しくは傷害によって損害が生じたとき。
（注）牛の胎児の奇形並びに出生子牛の奇形及び不具で共済事故となるものはこの限りでなく、⑤の規定に準じて取り扱うものとする。
- ⑦ 組合員又は組合員と同一の世帯に属する親族が故意又は重大な過失によって損害を生じさせたとき。ただし、組合員が損害賠償の責任を負うことによって生じることのある損失を填補するために、他人の所有するものを共済に付したときは、「故意又は重大な過失」とあるのは、「故意」とする。
- ⑧ 次に掲げる場合を除き、家畜に係る共済責任の始まった日から2週間以内に当該家畜に共済事故が生じたとき。
- ア. 当該共済事故の原因が当該共済責任の始まった時以降に生じたものである場合
 - イ. 当該共済事故に係る家畜が、法第102条第3項又は第5項の規定による公示のあつた日から2週間以内に当該公示に係る共済事業を行う市町村の家畜共済に付されたものであつて、当該公示の際に、当該市町村に対し法第101条第1項の規定による申出をした農業共済組合の家畜共済に付されていたものである場合
 - ウ. 当該共済事故に係る家畜が、共済事業を行う市町村が法第111条第1項の規定により共済事業の全部を廃止した際にその行う家畜共済に付されていたものであつて、廃止の日から2週間以内に、当該市町村の共済事業の実施区域であつた地域をその区域に含む農業共済組合の家畜共済に付されたものである場合
 - エ. 当該共済事故に係る家畜が、包括共済関係に付されたものであつて、当該包括共済関係の成立により消滅した個別共済関係に、当該共済事故が生じた日の前日から起算して2週間以上前から付されていたものである場合
 - オ. 当該共済事故に係る家畜が、当該共済事故が生じた日の前日から起算して2週間以上前から当該組合員等の他の包括共済関係に付されていたものであつて、当該他の包括共済関係に係る包括共済家畜区分に属する家畜でなくなったことにより、当該共済事故に係る包括共済関係に付されたものである場合
 - カ. 当該共済事故に係る家畜が、当該共済事故が生じた日の前日から起算して2週間以上前から包括共済関係に係る家畜共済に付されていたものであつて、種雄牛又は種雄馬となつた後2週間以内に当該共済事故に係る個別共済関係に付されたものである場合
 - キ. 当該共済事故に係る家畜が、規則第47条の生育の程度に達したこと又は出生により共済関係に付された子牛等（子牛にあつては、組合員等が出生後引き続き飼養しているものに限る。）である場合であつて、当該子牛等の母牛が、当該共済事故が生じた日の前日から起算して2週間以上前から、当該組合員等の共済関係に付されていたものであるとき（当該母牛が当該組合員等の共済関係に付される2週間以上前から他の組合員等（他の組合等の組合員等を含む。）の共済関係に付されていた場合であつて、当該他の組合員等の飼養する家畜でなくなった後1週間以内に当該組合員等の共済関係に付されたものであるときを含む。）。
 - ク. 当該共済事故に係る家畜が、当該共済事故に係る共済関係に付される2週間以上前から他の組合員等（他の組合等の組合員等を含む。）に係る共済関係に付されていたものであつて、当該他の組合員等の飼養する家畜でなくなった後1週間以内に、当該共済事故に係る

共済関係に付されたものである場合

⑨次に掲げる場合を除き、死亡廃用共済に付された家畜であつて廃用に係るものを、あらかじめ組合等の承諾を得ずにと殺し、又は譲り渡したこと。

ア. 当該廃用に係る家畜を緊急にと殺し、又は譲り渡す必要があつたこと。

イ. 当該廃用に係る家畜が牛白血病又は伝達性海綿状脳症にかかっていることを知らずにと殺し、又は譲り渡したことにつき、重大な過失がないこと。

(12) 免責基準

免責基準ガイドラインに基づき、以下に掲げる事由が発生した場合、共済金の全部または一部を免責する場合があります。

1. 組合員が通常すべき管理その他損害防止を怠った場合の免責

組合員には、共済目的について通常すべき管理その他損害防止を怠ってはならないとの損害防止義務が課せられており、損害防止を行わなかった場合には、故意又は過失があつたかどうかに関係なく、次の免責を適用する。

○通常すべき管理

ア. 畜舎等の施設の管理

	項目	免責基準	免責割合 (%)
1	畜舎設備等の管理違反	畜舎及びその附帯設備（以下、「畜舎設備等」という。）の不備による共済事故が発生しないよう、定期的に畜舎設備等を点検し、必要な設備を設置し、破損個所があれば直ちに修繕する必要がある。また、畜舎設備等を適切に使用する必要がある。これらを行わない場合。 例えば、ウィンドレス豚舎における停電警報設備の設置。暑熱時の畜舎の適正換気など。	20
2	火災の防止措置違反	組合員は火災の防止措置を行う必要がある。これを行わない場合。 例えば、暖房設備等の点検。野焼きの延焼防止や火の始末など。	20
3	鳥獣害の防止措置違反	組合員は鳥獣害による共済事故が発生しないよう、対策を講じる必要がある。これを行わない場合。 例えば、野生動物の侵入防止のためにネットフェンスを設置し、当該設備について破損がないことを定期的に点検するなど。	20
4	放牧地の管理違反	放牧地において共済事故が発生しないよう、組合員は放牧地の管理・定期巡回を行う必要がある。これを行わない場合。 例えば、予想可能な自然災害に対して、退避等の対策をとる。また、脱柵による轢死等が発生しないよう柵やフェンスを設置し、当該設備について破損がないことを定期的に点検することなど。	20

イ. 飼養家畜の管理

	項目	免責基準	免責割合 (%)
1	飼養衛生管理違反	組合員は家畜の飼養衛生管理を行う必要がある。これを行わない場合。 例えば、適正給餌の履行、適正な飼育密度の確保、家畜の健康管理、患畜の隔離、畜舎等の清掃・消毒など。	50
2	飼料・飲用水の管理違反	組合員は家畜の適切な飼料・飲用水の管理を行う必要がある。これを行わない場合。	50

		例えば、腐敗等（かび、変敗）飼料、有毒植物、施肥過剰作物の給与による中毒、ビタミンAの給与抑制による欠乏症及び盗食の防止など。	
3	搾乳衛生管理違反	組合員はディッピング（乳頭消毒）、器具の消毒等の搾乳衛生管理を行う必要がある。これを行わない場合。	50
4	護蹄管理違反	組合員は過長蹄等による運動器疾患が発生しないよう、定期的に削蹄を行う必要がある。これを行わない場合	50
5	繁殖管理違反	組合員は適切な繁殖管理及び出生子牛の看護を行う必要がある。これを行わない場合。 例えば、授精若しくは受精卵移植の日から起算して 300 日を超える長期在胎については獣医師へ確認を求め、遺伝性疾患の遺伝子を保有している雌牛に、同遺伝子を持つ種雄畜を能力向上等の目的で使用しないなど	50
6	病畜の看護処置違反	組合員は病畜が発生した場合には速やかに獣医師の診察を求めるとともに、適切な看護を行う必要がある。これを行わない場合。 例えば、乳房炎及び運動器疾患（関節炎、関節周囲炎等）等の疾患については、死傷事故や慢性疾患とならないよう早期受診・早期治療を求めるなど。	50

2. 組合員が損害防止のために特に必要な処置をすべきことを指示されたときにその指示に従わなかった場合の免責

組合は、組合員に対して損害防止のため必要な処置をすべきことを指示することができ、その指示を行ったにも関わらず、組合員がその指示に従わず共済事故が発生した場合には、次の免責を適用する。

	項目	免責基準	免責割合 (%)
1	損害防止の指導の遵守違反	組合員は事業規定の第 58 条により通知した、去勢その他重大な手術の実施、放牧、家畜市場等への出場等につき、組合から受けた損害防止の指導に従うことが求められる。これを行わない場合。	50
2	廃用事故家畜の早期出荷違反	組合員は廃用事故となった家畜について、残存物価格の低下による損害の増加を防止するため、早期に出荷することが求められる。これを行わない場合。	50

3. 病傷事故発生通知又は病傷事故診断書の提出が遅延した場合の免責

病傷事故の発生通知や病傷事故の転帰後、組合員又は指定獣医師から所定の期日までに病傷事故診断書の提出がない場合には、免責を適用する。ただし、特別な事由により病傷事故診断書の提出が遅延した場合は、理由書の提出を求め、検討の上猶予することができる。

遅延日数（日）	60～89	90～119	120～149	150～179	180 以上
免責割合（%）	10	30	50	80	100

(13) 告知義務違反による解除

加入の申込みにあたっては、損害の発生の可能性に関する重要な事項について組合が求めたものに事実の告知が必要です。告知をしなかったり、不実の告知をした場合には共済関係を解除する場合があります。当該解除権は、組合が解除の原因を知ったときから 1 ヶ月間行

使しないとき、又は申込み承諾の時から6ヵ月を経過したときは、消滅します。

なお、加入申込みの承諾の当時に組合が不実の告知の事実を知っていたり、共済媒介者が組合員に対し不実の告知を勧めたときなどは、解除できません。

(14) 重大事由による解除

次の事由がある場合には、共済関係を解除する場合があります。

- ① 共済金の給付を目的として損害を生じさせ、又は生じさせようとしたこと。
- ② 共済金の給付の請求について詐欺を行い、又は行おうとしたこと。
- ③ 組合の組合員に対する信頼を損ない、共済関係の存続を困難とする重大な事由。

(15) 解除の効力

共済関係の解除は、将来に向ってのみ効力を有しますが、告知義務による解除の場合は解除がされた時まで発生した共済事故による損害を、重大事由による解除の場合はその事由が生じたときから解除がされた時まで発生した共済事故による損害を組合がてん補する責任を負いません。

(16) 他人の家畜を家畜共済に付した場合

他人の家畜を飼養する者が、損害賠償を目的に家畜共済に付したときは、損害賠償請求権を有する所有者が、共済金を請求する権利について先取特権を有します。債務の弁済又は所有者の承諾があれば、決められた範囲内で直接請求ができます。

3. 果樹共済

果樹共済に加入している果樹の果実に減収と品質の低下が発生したとき、又は樹体に損害が発生したときに共済金を支払う事業です。本県ではりんご、ぶどう、なし、もも、おうとう、かきの6樹種で加入ができます。

(1) 果樹共済の種類及び共済目的の種類

① 収穫共済

果樹共済の種類等		共済事故	内 容	加入条件
半相殺方式 (農家単位で被害樹園地の減収分のみによる損害を把握する方式) 樹園地方式 (被害樹園地ごとに損害を把握する方式)	減収総合方式	風水害、ひょう害、干害、寒害、雪害、暖冬害、凍霜害、冷害、冷湿害、雨害湿潤害、雷害、その他気象上の原因による災害、地震の害、噴火の害、地すべりの害、火災、病害、虫害、鳥害、獣害による果実の減収による損害	<ul style="list-style-type: none"> ・ 責任期間…花芽の形成期から翌年の収穫まで。 * 樹園地方式は樹園地ごとに減収量が基準収穫量の4割を超えるとときに共済金を支払います。(類ごとに共済金を算定。以下同じ) 	類区分ごとに5a以上栽培している農家が加入できます。 加入資格のあるすべての園地について加入が必要です。
		短縮方式	同上の共済事故で、責任期間内の災害	
半相殺方式 (農家単位で被害樹園地の減収分のみによる損害を把握する方式)	特定危険方式	最大風速 13.9 m/秒以上又は最大瞬間風速 20.0 m/秒以上の暴風雨による	<ul style="list-style-type: none"> ・ 責任期間…発芽期からその年の収穫まで。 ・ 特定された共済事故による被害樹園地ごとの減収量の合計が、その農家の基準収 	樹種ごとの栽培面積が20a(おうとうは10a)以上で、かつ、5年以

握する方式) 樹園地方式 (被害樹園地ごとに損害を把握する方式)	式		る果実の減収による損害	穫量の2割を超えるときに共済金を支払います。(類ごとに共済金を算定。以下同じ) * 樹園地方式は、樹園地ごとに減収量が基準収穫量の3割を超えるときに共済金を支払います。(類ごとに共済金を算定。以下同じ)	上の栽培経験を有すること。 加入資格のあるすべての園地について加入が必要です。
		減収ひょう害方式	降ひょうによる果実の減収による損害		
		減収凍霜害方式	凍傷又は降霜による果実の減収による損害		
		減収暴風雨・ひょう害方式	暴風雨又は降ひょうによる果実の減収による損害		
		減収暴風雨・ひょう害・凍霜害方式	暴風雨、降ひょう、凍傷又は降霜による果実の減収による損害		
全相殺減収方式 (農家単位で増収分と減収分とを相殺して損害を把握する方式)		一般方式と同じ		・ 責任期間…花芽の形成期から翌年の収穫まで。	J A等に概ね全量出荷し、収量、価格に関する過去5年間の出荷資料を提出できること
全相殺品質方式 (農家単位で増収分と品質の低下による減収分も含めた減収量を相殺して損害を把握する方式)		一般方式と同じ		・ 責任期間…花芽の形成期から翌年の収穫まで。	J A等に概ね全量出荷し、収量、価格に関する過去5年間の出荷資料を提出できること
地域インデックス方式 (農家単位で統計収量を用いて損害を把握する方式)		一般方式と同じ		・ 責任期間…花芽の形成期から翌年の収穫まで。 統計データを用いて算出した組合員等ごと及び統計単位地域ごとの当年産の収穫量が、基準収穫量(当該耕地が属する統計単位地域における統計単収の過去5か年中中庸3か年平均値)に農家が選択した支払開始割合を乗じた数量を超えた場合に共済金を支払います。	類区分ごとに5a以上栽培している農家が加入できます。 加入資格のあるすべての園地について加入が必要です。

注) 類区分とは、果樹の品種、栽培方法等に応じて農林水産大臣が定めます。本県では主に収穫時期(早生、中生、晩生等)で区分されています。さらに、果実の単位当たり価額により細区分しています。

注) 樹園地方式とは、被害樹園地ごとに損害を把握し共済金を算定する方式です。引受方式、共済事故、加入条件は半相殺方式と同じですが、補償限度割合が異なるため支払共済金に違いが生じます。引受方式別の補償限度割合及び支払開始割合は以下のとおりです。

引受方式	支払開始割合	補償限度割合
半相殺減収総合方式(一般・短縮)	30%	70%

	40%	60%
	50%	50%
樹園地減収総合方式（一般・短縮）	40%	60%
半相殺特定危険方式	20%	80%
樹園地特定危険方式	30%	70%
全相殺減収方式	20%	70%
全相殺品質方式	30%	60%
	40%	50%
地域インデックス方式	10%	90%
	20%	80%
	30%	70%

② 樹体共済

共済事故	内 容	加入条件
風水害、ひょう害、干害、寒害、雪害、暖冬害、凍霜害、冷害、冷湿害、雨害湿潤害、雷害、その他気象上の原因による災害、地震の害、噴火の害、地すべりの害、火災、病害、虫害、鳥害、獣害により樹体の枯死、流失、滅失、埋没及び損傷	損害の額が共済価額の1割又は10万円のいずれか小さい方の額を超えるとときに共済金を支払います。責任期間は花芽の形成期から1年間となります。	共済目的の種類ごとに5a以上栽培していること。

※補償割合については、共済目的ごとに40%から80%までの範囲内で選択できます。

(2) 収穫量とする基準

- ◇りんご さび等の被害が甚だしくないもの、腐敗・変質がないもの、打傷等が果面全体の半分に満たないもの。
- ◇ぶどう 腐敗、変質粒、又は未熟粒でないもの。
- ◇なし さび等の被害が甚だしくないもの、果汁がにじみ出ていないもの、腐敗・変質がないもの、打傷等が果面全体の半分に満たないもの。
- ◇もも 傷害等の被害が甚だしくないもの、果汁がにじみ出ていないもの、腐敗・変質がないもの。
- ◇おうとう 果汁がにじみ出ていないもの、灰星病等が果実に表れていないもの、汚損が甚だしくないもの、腐敗していないもの。
- ◇かき 果皮の裂傷が甚だしくないもの、傷害等が果肉まで影響していないもの。

(3) 樹体共済で損害とする基準

樹冠容積の1/2以上の損傷と認められるもの。

(4) 共済金額

ア 半相殺方式、樹園地方式、全相殺減収方式、全相殺品質方式

共済目的の種類等（＝類区分）ごとに、果実の単位（1kg）当たり価額に標準収穫量を乗じて得た金額（以下「標準収穫金額」）に、引受方式ごとに加入者が申し出た補償割合を乗じて得た金額となります。

なお、果実の単位当たり価額は、細区分ごとに農林水産大臣の告示額により決定します。

イ 樹体共済

樹体共済価額に加入者が申し出た補償割合を乗じて得た金額となります。

共済金額の基礎となる標準収穫量及び樹体共済の共済価額は、次の手順により算定し、組合が決定しています。

① 半相殺方式・樹園地方式

果樹は永年作物の特性から、成長に応じて収穫量が増大し、盛果期を過ぎると次第に減退していくものであることから、組合が作成した樹齢別に10アール当たり及び1本当たりの標準収量表を基に、次の事項を参酌して標準収穫量を決定しています。

- ・当該樹園地の立地条件、肥培管理状況、損害評価実績
- ・当該樹園地の細区分ごとに高接ぎ、樹体の損傷等があった場合には、台木の樹齢、高接ぎの方

法、高接ぎ後の経過年数、樹体の損傷程度、損傷後の経過年数等

ただし、特定危険方式の申込者についての当該樹園地の当該細区分等に係る標準収穫量は、花芽の形成期から発芽期までの期間内（共済責任期間開始前）において、果実の減収をもたらすと見込まれる被害が発生していると認められる場合は、当該期間内に被害がなかった値を1とし、この1から当該樹園地における現地調査により算定した期間内における被害割合を差し引いて得た割合を乗じて得た値としています。

② 全相殺（減収・品質）方式

全相殺（減収・品質）方式については、組合が細区分等ごと及び申込者ごとに、最近5か年の出荷資料を基に算出した、平均10アール当たり収穫量と10アール当たり収穫量伸び率、及び細区分等に係る引受面積等から標準収穫量を決定します。

③ 地域インデックス方式

地域インデックス方式については、類区分ごとの統計別の果樹ごとの標準収穫量に、細区分に係る果実の単位当たり価額を乗じ、これに細区分及び樹齢区分に係る換算係数を乗じて共済価額を決めています。

④ 樹体共済

樹体共済は、細区分等及び樹齢区分別の果樹ごとの標準収穫量に、細区分に係る果実の単位当たり価額を乗じ、これに細区分及び樹齢区分に係る換算係数を乗じて共済価額を決めています。

(5) 基準収穫量の設定

基準収穫量とは、被害があったとき損害評価の基準となるもので、組合が加入者の樹園地ごとに定める基準収穫量は、次の方法により定めています。

① 半相殺方式及び樹園地方式の減収総合方式

共済責任期間の開始後当該年産の果実に係る開花期までに、共済目的の種類等の細区分ごと、引受の対象となった樹園地ごとに、園地条件、栽培管理及び隔年結果の状況を調査の上、損害評価実績を勘案して標準収穫量を調整して定めます。

② 半相殺方式及び樹園地方式の特定危険方式

摘果終了時後、速やかに、すべての加入者の全樹園地について、着果数を調査します。この着果数と、標準収穫量を共済目的の種類等の細区分ごとの平均果実重（代表的な集出荷施設の最近2年間の出荷実績等から算出したもの）で除して得た数量とのいずれか大きい数を着果数とし、この着果数に共済目的の種類等の細区分ごとの平均果実重を乗じて定めます。

③ 全相殺（減収・品質）方式

細区分等ごと、加入者ごとに、農業協同組合等の協力を得て、前年産の出荷資料から当年産の10アール当たりの収穫量を算出し、最近6か年の10アール当たり収穫量と比較検討し決定します。

④ 地域インデックス方式

細区分等ごと、加入者ごとに、農業協同組合等の協力を得て、前年産の出荷資料から当年産の10アール当たりの収穫量を算出し、最近5か年の10アール当たり収穫量と比較検討し決定します。

(6) 共済掛金

共済掛金は共済金額に共済掛金率を乗じて得られた額です。

① 国が定める共済掛金標準率は3年を基本として改定されます。

② 共済掛金率は組合員個別の損害率をもとに危険段階別に定められており、適用される危険段階区分は毎年更新となります。

③ 共済掛金に対して国庫負担があり、農家負担掛金の軽減が図られています。

④ 共済関係の成立後に、共済事故となる損害の発生の可能性が著しく減少したときは、将来に向かって、相当する共済掛金の減額を請求することができます。

(7) 共済金をお支払いできない場合

共済責任期間中に発生した共済事故による損害であっても、次のような場合には、共済金をお支払いできないことがあります。

① 加入者が損害防止の義務を怠ったとき。

② 加入者が損害防止義務の指示に従わなかったとき。

③ 加入者が損害発生の通知を怠り、故意・重大な過失によって事実と反する通知をしたとき。

④ 加入者が加入申し込みの際、加入申込書に記入する事項について、悪意又は重大な過失によつ

てこれを通知せず、又は不実の通知をしたとき。

- ⑤ 加入者が、加入している果樹を譲渡し、伐倒し、若しくは高接ぎしたとき又は細区分に影響する栽培方法の変更をしたことについての通知を怠り、又は悪意若しくは重大な過失によって不実の通知をしたとき。
- ⑥ 加入者が、加入した細区分に係る栽培方法をその細区分に係る栽培方法以外のものに変更した場合、その変更の結果通常生ずるべき損失の額
- ⑦ 加入者が植物防疫法の規定に違反したとき。
- ⑧ 共済事故発生の際の調査を妨害したとき。

(8) 分割評価

肥培管理の粗放若しくは不行き届き又は病虫害防除の不適切、その他共済事故以外の原因による減収量は、分割減収量として支払対象から除いて取り扱います。

(9) 共済責任期間中の通知義務

共済期間中に加入申込みのときと異なる次のような事実が発生した場合には、速やかに組合に連絡願います。加入者がこの義務を怠ったときは、共済金をお支払いできない場合や契約を解除・失効しなければならない場合もあります。

- ① 加入した果樹を譲渡し、伐倒し、若しくは高接ぎしたとき。
- ② 加入した果樹についての栽培方法を加入した細区分に適用されるものに係る栽培方法以外のものへ変更したとき。

(10) 損害発生の通知

加入した果樹に損害が発生したときは、遅滞なく組合に事故発生の通知をお願いいたします。

(11) 損害防止の義務

加入者は、加入した果樹について、通常管理、損害防止を行うとともに、事故が発生したときは、その防止、軽減に努めて下さい。これらの努めを怠ったときは、損害の額から防止・軽減できたと認められた額を差し引くことがあります。また、必要な処置について組合から指示することがあります。

(12) 告知義務違反による解除

加入の申込みに当たっては、損害の発生の可能性に関する重要な事項について組合が求めたものに事実の告知が必要です。告知をしなかったり、不実の告知をした場合には共済関係を解除する場合があります。当該解除権は解除の原因を知ったときから1ヵ月間行使しないとき、又は申込み承諾の時から6ヵ月を経過したときは、消滅します。

なお、加入申込みの承諾のときに組合が不実の告知の事実を知っていたり、共済媒介者が組合員に対し不実の告知を勧めたときなどは、解除できません。

(13) 共済掛金不払の場合の共済関係の解除

正当な理由がなく組合が指定する払込期日までに共済掛金の払い込みが遅滞したときは、共済関係を解除します。

(14) 重大事由による解除

次の事由がある場合には、共済関係を解除する場合があります。

- ① 共済金の給付を目的として損害を生じさせ、又は生じさせようとしたこと。
- ② 共済金の給付の請求について詐欺を行い、又は行おうとしたこと。
- ③ 組合の組合員に対する信頼を損ない、共済関係の存続を困難とする重大な事由

(15) 解除の効力

解除は将来に向ってのみ効力を有しますが、重大事由による解除の場合は解除までに発生した共済事故による損害を、告知義務による解除の場合はその事由が生じたときから解除までに発生した共済事故による損害を、組合がてん補する責任を負いません。

4. 畑作物共済（大豆、そば、ホップ、蚕繭）

選択できる加入方式は以下のとおりです。

加入方式	内 容
半相殺方式 (大豆)	農家の被害耕地に係る減収量の合計がその農家の基準収穫量（その農家の耕地ごとの基準収穫量の合計）に農家が選択した支払開始割合を乗じた数量を超えた場合に共済金を支払う方式 支払開始割合 2割を選択・・・基準収穫量の 8割を補償 " 3割を選択・・・ " 7割を補償

	// 4割を選択・・・ //	6割を補償
全相殺方式 (大豆)	農家ごとの減収量（その農家の基準収穫量から増収分も加味した収穫量を差し引いた数量）が、その農家の基準収穫量に農家が選択した支払開始割合を乗じた数量を超えた場合に共済金を支払う方式 支払開始割合 1割を選択・・・基準収穫量の9割を補償 // 2割を選択・・・ // 8割を補償 // 3割を選択・・・ // 7割を補償	
全相殺方式 (そば・ホップ・ 蚕繭)	農家ごとの減収量（その農家の基準収穫（繭）量から増収分も加味した収穫量を差し引いた数量）が、その農家の基準収穫（繭）量に農家が選択した支払開始割合を乗じた数量を超えた場合に共済金を支払う方式 支払開始割合 2割を選択・・・基準収穫（繭）量の8割を補償 // 3割を選択・・・ // 7割を補償 // 4割を選択・・・ // 6割を補償	
地域インデックス 方式（大豆・そ ば）	農家ごと及び統計単位地域ごとの減収量（当該耕地が属する統計単位地域の基準収穫量から統計データを用いて算出した当年産の収穫量を差し引いて得た数量）が、基準収穫量に農家が選択した支払開始割合を乗じた数量を超えた場合に共済金を支払う方式。 支払開始割合 1割を選択・・・基準収穫量の9割を補償 // 2割を選択・・・ // 8割を補償 // 3割を選択・・・ // 7割を補償	

※ホップ及び蚕繭については、統計データが公表されていないためインデックス方式には加入できません。

(1) 共済事故

○大豆、そば、ホップ

風水害、干害、冷害、ひょう害、凍霜害、寒害、雪害、雨害湿潤害、冷湿害、土壌湿潤害、地震の害、噴火の害、地すべりの害、その他気象上の原因による災害、火災、病害、虫害、鳥害、獣害です。

○蚕繭（蚕児）

風水害、地震による災害、噴火による災害、火災、病害、虫害、鳥害、獣害です。

○蚕繭（桑葉）

風水害、干害、凍霜害、ひょう害、雪害、冷害、冷湿害、地震による災害、噴火による災害、雷害、その他気象上の原因による災害、火災、病害、虫害、獣害です。

(2) 共済責任期間

○大豆、そば、ホップ

発芽期（移植をする場合は移植期）から収穫までです。ただし、収穫とは適期に刈取り、適期に圃場から搬出することです。

○蚕繭

桑の発芽期（春蚕繭は桑の発芽期前の12月1日）から収繭までです。

(3) 収穫量とする基準

○大豆 農産物規格規程（平成13年農林水産省告示第244号）第1の7の(3)のハに規定する特定加工用大豆の品位以上であるもの。

○そば 食料そばとして市場等に出荷できる品位に該当するもの。

○ホップ ビール醸造原料用として工場に出荷できる品位に該当するもの。

○蚕繭 出荷できる品位に該当するもの。

(4) 共済金額

基準収穫（繭）量に事業規程で定めた方式ごとの割合を乗じ、さらに単位当たりの共済金額を乗じて得た金額。

注) 1kg（単位）当たり共済金額は、過去の一定年間における平均価格をもとに、毎年国から告示され、組合員の申し出により選択が可能です。

(5) 共済掛金

共済掛金は共済金額に共済掛金率を乗じて得られた額です。

共済掛金率は組合員個別の損害率をもとに危険段階別に定められており、適用される危険段階区分は毎年更新となります。

共済掛金率は3年を基本に改定されます。

共済掛金に対して大豆・そば・ホップでは55%、蚕繭では50%の国庫負担があり農家負担掛金の軽減が図られています。

(6) 共済掛金の分納

大豆及びそばにおける組合員負担共済掛金が10万円以上の場合に、組合員の申請によりこれが認められた場合、2回に分割して納入することができます。

ただし、分割納入2回目の掛金の払込期限を経過しても掛金が払い込まれなかった場合、延滞金（千円未満は除く）が加算されます。

(7) 共済金をお支払いできない場合

共済事故による損害でも、次の場合には、共済金の全部又は一部につきお支払いできません。

- ・ 損害防止の義務を怠ったとき。
- ・ 損害防止の処置の指示に従わなかったとき。
- ・ 共済事故発生通知義務を怠り、又は悪意若しくは重大な過失によって不実の通知をしたとき。

(8) 分割評価

肥培管理の粗放若しくは不行き届き又は病虫害防除の不適切、その他共済事故以外の原因による減収量は、分割減収量として支払対象から除いて取り扱います。

(9) 組合員の通知義務

① 加入申込書に記載した事項に変更が生じたときは、遅滞なく、その旨を組合にお知らせ下さい。

② 大豆、そば、ホップについて、次に掲げる事項が生じたときは、遅滞なく、その旨を組合にお知らせ下さい。

- ・ 共済目的を譲渡したとき
- ・ 収穫適期前に刈り取り、抜き取りもしくはすき込むとき
- ・ 栽培方法を変更したとき
- ・ 大豆およびそばにかかる全相殺方式において収穫物の出荷計画を変更したとき

また、蚕繭については、次に掲げる事項が生じたときは、遅滞なく、その旨を組合にお知らせ下さい。

- ・ 共済目的を譲渡したとき
- ・ 収繭期前の棄蚕をするとき

③ 共済事故が発生したときは、遅滞なく、その旨を組合にお知らせ下さい。

④ 共済金の支払を受けるべき損害があると認めるときは、遅滞なく、次の事項を組合にお知らせ下さい。

- ・ 災害の種類
- ・ 災害の発生日
- ・ 災害により被害を受けた場所、その他災害によって生じた損害の状況
- ・ その他災害の状況が明らかとなる事項

(10) 経営所得安定対策との関連について（大豆・そば）

「畑作物の直接支払交付金申請者」（経営所得安定対策実施要綱のIVの第1の1の（1））として、高い単位当たり共済金額を選択した場合は、次により営農継続支払額が共済金から控除されることや、支払共済金を返還いただく場合があります。

- ・ 当年の生産量にかかる数量払交付金が営農継続支払額に満たなかった場合、共済金は営農継続支払額を控除して算出します。
- ・ 共済金を受領したあとで、畑作物の直接支払交付金が交付されなかった場合（共済事故による場合を除きます。）には、当組合から掛金の一部を返還し、お支払いした共済金の一部を返還していただきます。

(11) 告知義務違反による解除

加入の申込みに当たっては、損害の発生の可能性に関する重要な事項について組合が求めたも

のに事実の告知が必要です。告知をしなかったり、不実の告知をした場合には共済関係を解除する場合があります。当該解除権は解除の原因を知ったときから1ヵ月間行使しないとき、又は申込み承諾の時から6ヵ月を経過したときは、消滅します。

なお、加入申込みの承諾の当時に組合が不実の告知の事実を知っていたり、共済媒介者が組合員に対し不実の告知を勧めたときなどは、解除できません。

(12) 共済掛金不払の場合の共済関係の解除

正当な理由がなく組合が指定する払込期日までに共済掛金の払い込みが遅滞したときは、共済関係を解除します。

(13) 重大事由による解除

次の事由がある場合には、共済関係を解除する場合があります。

- ① 共済金の給付を目的として損害を生じさせ、又は生じさせようとしたこと。
- ② 共済金の給付の請求について詐欺を行い、又は行おうとしたこと。
- ③ 組合の組合員に対する信頼を損ない、共済関係の存続を困難とする重大な事由。

(14) 解除の効力

解除は将来に向ってのみ効力を有しますが、重大事由による解除の場合は解除までに発生した共済事故による損害を、告知義務による解除の場合はその事由が生じたときから解除までに発生した共済事故による損害を、組合がてん補する責任を負いません。

(15) 自動継続特約

組合員が申し出て組合がこれを承諾したときは、自動継続特約を付すことができます。申込期間が終了するまでに、翌年以降の年産について申込みをしない旨の意思表示がないときは、畑作物共済の申込みがあったものとみなします。

特約を付した場合、組合より示された前年産の共済関係の内容について変更がある場合、申込期間が終了するまでに、それを申し出るものとします。

5. 園芸施設共済

園芸施設共済に加入している特定園芸施設、附帯施設、又は施設内農作物に損害が発生したときに共済金を支払う事業です。

(1) 共済事故

共済責任期間中に発生した損害で補償の対象としている事故は、次のとおりです。

- ① 風水害、ひょう害、雪害その他気象上の原因（地震及び噴火を含む。）による災害
- ② 火災
- ③ 破裂及び爆発
- ④ 航空機の墜落及び接触並びに航空機からの物体の落下
- ⑤ 車両及びその積載物の衝突及び接触
- ⑥ 病虫害
- ⑦ 鳥獣害

(2) 共済責任期間の開始日及び共済責任期間

共済責任期間の開始日は、共済掛金の払込みを受けた日の翌日からとなります。ただし、継続加入の場合は、従前の共済責任期間の終了する日の1ヵ月前から終了する日の前日までの間に共済掛金の払込みを受けたときは、当該共済責任期間の終了する日の翌日からとなります。

また、共済責任期間は、共済責任開始から、原則1年間です。ただし、共済責任期間の始期又は終期を統一する場合や設置期間が周年でない等の理由により、加入者が1ヵ月以上1年未満の共済責任期間を申し出た場合は、その期間となります。

(3) 共済金額

共済金額は、特定園芸施設等ごとに、共済価額の100分の40を下回らず、100分の80を超えない範囲内において、加入者が申し出た金額です。

共済金額の基礎となる特定園芸施設の価額、附帯施設の価額、施設内農作物の価額、撤去費用基準額及び復旧費用基準額は、次のように算定します。

① 特定園芸施設の価額

ガラス室の価額＝再建築価額×時価現有率

プラスチックハウスの価額＝本体の再建築価額×時価現有率

＋プラスチックフィルム等の再取得価額×被覆経過割合

プラスチックフィルム等の再取得価額＝プラスチックフィルム等の標準価額×被覆面積

② 附帯施設の価額

附帯施設の価額＝附帯施設の再取得価額×時価現有率

③ 施設内農作物の価額

施設内農作物の価額＝当該施設内農作物が栽培されている特定園芸施設の

再建築価額（被覆材含む）×作物区分ごとの施設内農作物価額算定率

（注）・施設内農作物価額算定率は施設内農作物の生産費を勘案して、果菜類、葉菜類、花き類の3段階に設定されています。

④ 撤去費用基準額

撤去費用基準額＝単位当たり撤去費用基準額×特定園芸施設の設置面積

⑤ 復旧費用基準額

本体復旧費用基準額＝（本体の再建築価額×時価現有率に応じた率）－

（本体の再建築価額×時価現有率）

附帯施設復旧費用基準額＝（附帯施設の再取得価額×時価現有率に応じた率）－

（附帯施設の再取得価額×時価現有率）

※時価現有率に応じた率は、耐用年数内は100%、耐用年数経過後は75%になります。

(4) 共済掛金

共済掛金は共済金額に共済掛金率を乗じて得られた額です。

① 国が定める共済掛金標準率は3年を基本として改定されます。

② 共済掛金率は組合員個別の損害率をもとに危険段階別に定められており、適用される危険段階区分は毎年更新となります。

③ 共済掛金に対して国庫負担があり、農家負担掛金の軽減が図られています。ただし、復旧費用部分の掛金は全額農家負担となります。

(5) 共済金の支払額

園芸施設共済に加入している特定園芸施設等が共済事故によって損害を被ったときには、その損害の額が、次に掲げる金額から加入申込時に選択した小損害不填補の基準金額を超える場合に、その都度、共済金をお支払いいたします。

① 3万円（共済価額の20分の1に相当する金額が3万円に満たないときは、共済価額の20分の1に相当する金額）

② 10万円

③ 20万円

共済金の支払額は、次式により算出します。

共済金の支払額＝損害額×（共済金額/共済価額）

損害額＝被害額－（残存物価額＋賠償金等）

被害額

① 特定園芸施設等

被害額＝特定園芸施設の価額×損害割合＋附帯施設の価額×時価現有率

＋施設内農作物の価額×損害割合×（1－分割割合）

ただし、被覆材の被害額の算定にあたっては、経過月数に応じた自然消耗割合が適用される場合があります。

なお、施設内農作物の病虫害は、加入者が施設の管理、病虫害防除、土壌・肥培管理等の通常すべき管理その他損害防止を行っていたにもかかわらず不可抗力的に発生した病虫害のみを共済金の支払い対象とし、通常すべき管理等がなされないことによって発生した病虫害は、基準を定めた分割評価により、損害額からその部分を除外して共済金の算定を行うこととなります。

② 撤去費用額

被害額＝撤去費用領収書等の金額（被覆材を除く）

（ただし、撤去費用基準額×本体の損害割合を限度とする。）

なお、撤去に要した金額が100万円を超えたとき又は損害割合(被覆材を除く)が50%

(ガラス室は35%)を超えたときのいずれかに該当する場合に限る。

③ 本体復旧費用額

被害額＝復旧費用領収書等の金額(被覆材除く)－本体被害額(時価部分)
(ただし、本体の復旧費用基準額×本体の損害割合を限度とする。)

④ 附帯施設復旧費用額

被害額＝復旧費用領収書等の金額－附帯施設被害額(時価部分)
(ただし、附帯施設の復旧費用基準額×損害割合を限度とする。)

(6) 撤去費用加算方式又は復旧費用加算方式の取扱い

撤去費用加算方式又は復旧費用加算方式の共済関係につき共済事故による損害が生じた場合は、損害通知に加えて速やかに、撤去・復旧計画書(撤去・復旧の実施予定日、復旧の内容等を記載したものをいう。)を提出してください。

また、撤去又は復旧したときは、遅滞なく、撤去費用又は復旧費用に係る領収書又は請求書を共済事故から1年以内に提出してください。(ただし、災害救助法が適用された市町村の区域内において、撤去又は復旧が遅れる場合若しくは施工業者又は復旧資材の不足その他組合員の責めに帰することができない事由により、撤去又は復旧が滞った場合であって、当該通知を1年以内にできないときは、当該1年が経過する前に組合の承認を受けて、3年に限りその期間を延長することができます。)

(7) 共済金を一部又は全額お支払いできない場合

共済責任期間中に発生した共済事故による損害であっても、次のような場合には、共済金を一部又は全額お支払いできないことがあります。

- ① 加入者が通常すべき管理その他損害防止の義務を怠ったとき、又は損害防止の指示に従わなかったとき。
- ② 加入者が損害発生のお知らせを怠り又は悪意若しくは重大な過失によって不実のお知らせをしたとき。
- ③ 損害調査等に必要書類を偽造・変造する等により不実のお知らせをしたとき。
- ④ 共済事故発生の際の調査を妨害したとき。
- ⑤ 核燃料物質の放射性・爆発性等による損害
- ⑥ 加入者が正当な理由がないのに特定園芸施設の被覆期間の変更の異動通知に伴う追加共済掛金の払込み(2週間以内)を遅滞したとき。

(8) 支払責任のない損害

園芸施設の共済目的につき共済事故によって生じた損害であっても、次のような場合には、組合は共済金を支払う責任を負いません。

- ① 戦争・革命・内乱及び暴動等による損害
- ② 共済目的の性質若しくは瑕疵又は自然消耗によって生じた被覆物の損害
- ③ 加入者の故意・重大な過失・法令違反による損害

(9) 共済責任期間中の通知義務

共済責任期間中に加入申込みのときと異なる次のような事実が発生した場合には、速やかに組合に連絡願います。加入者がこの義務を怠り又は悪意若しくは重大な過失によって不実のお知らせをしたとき、共済金をお支払いできない場合や契約を解除・失効しなければならない場合もあります。

- ① 加入した特定園芸施設等を譲渡したとき。
- ② 加入した特定園芸施設等に移転、解体、増築、改築又はその構造若しくは材質を変更したとき。
- ③ 加入した特定園芸施設等が共済事故以外の事由により破損又は滅失したとき。
- ④ 加入した特定園芸施設等を他の保険若しくは共済に付したとき。
- ⑤ 加入した特定園芸施設の被覆期間を変更したとき。
- ⑥ 施設内農作物の種類、栽培面積又は栽培期間を変更したとき。
- ⑦ 加入した施設内農作物が発芽したとき又は加入した施設内農作物を移植したとき。

(10) 事故発生通知及び損害通知

加入した特定園芸施設等に共済事故が発生したときは、遅滞なく組合に事故発生通知及び損害通知をお願いいたします。

(11) 損害防止の義務

加入者は、加入した特定園芸施設等について、通常すべき管理その他損害防止を行うとともに、事故が発生したときは、損害の防止・軽減に努めて下さい。これらの努めを怠ったときは、損害の額から防止・軽減できたと認められた額を差し引くことがあります。また、必要な処置について組合から指示することがあります。

(12) 告知義務違反による解除

加入の申込みに当たっては、損害の発生の可能性に関する重要な事項について組合が求めたものに事実の告知が必要です。告知をしなかったり、不実の告知をした場合には共済関係を解除する場合があります。なお、加入申込みの承諾のときに組合が不実の告知の事実を知っていたり、共済媒介者が組合員に対し不実の告知を勧めたときなどは、解除できません。当該解除権は解除の原因を知ったときから1ヵ月間行使しないとき、又は申込み承諾の時から6ヵ月を経過したときは、消滅します。

(13) 重大事由による解除

次の事由がある場合には、共済関係を解除します。

- ① 共済金の給付を目的として損害を生じさせ、又は生じさせようとしたこと。
- ② 共済金の給付の請求について詐欺を行い、又は行おうとしたこと。
- ③ 組合の加入者に対する信頼を損ない、共済関係の存続を困難とする重大な事由

(14) 解除の効力

解除は将来に向ってのみ効力を生じますが、組合は、告知義務違反による解除の場合は解除までに発生した共済事故による損害を、重大事由による解除の場合はその事由が生じたときから解除までに発生した共済事故による損害を填補する責任を負いません。

(15) 他人の所有する特定園芸施設又は附帯施設を園芸施設共済に付した場合

他人の所有する特定園芸施設又は附帯施設を管理する者が、損害賠償を目的に特定園芸施設又は附帯施設を園芸施設共済に付したときは、損害賠償請求権を有する所有者が共済金を請求する権利について先取特権を有します。債務の弁済又は所有者の承諾があれば、決められた範囲内で直接請求ができます。この場合、損害賠償請求権を有する所有者への譲り渡し、又は当該損害賠償請求権に関する差し押さえができます。

6. 建物共済

建物共済に加入している建物、家具類に共済事故が発生し、損失が出たときに共済金を支払う事業です。

○契約概要のご説明

I. 仕組みおよび引受条件等

- (1) 加入資格のある方は、組合員資格を有し、建物を所有又は管理する方です。
- (2) 補償対象となる事故（共済種類）

建物共済には建物火災共済、建物総合共済の2種類あり、支払対象となる事故に違いがあります。特に火災共済へご加入の場合、風・雪・洪水・地震等の自然災害による損害は支払われませんので、ご注意下さい。

① 建物火災共済

火災、落雷、破裂又は爆発、建物の外部からの物体の落下、飛来、衝突、接触、倒壊、建物内部での車両又はその積載物の衝突又は接触、給排水設備に発生した事故及び加入者以外の者が占有する戸室で発生した事故に伴う漏水、放水又は出水による水ぬれ（老朽化や給排水設備単独の損害は対象外となります）、盗難により生じたき損・汚損、騒乱及び集団行動による暴力や破壊行為（以下「火災等事故」といいます。）

② 建物総合共済

上記の「火災等事故」に加え、以下の自然災害による損害が対象となります。

台風、旋風、突風、暴風雨、洪水、豪雨、なが雨、高潮等の風水害、降雪、雪崩れ等の雪害、土砂崩れ、崖崩れ、地滑り、地震、噴火及び津波（以下「地震等事故」といいます。）その他こ

れらに類する自然現象

(3) 補償の対象(共済目的)

建物共済の補償の対象は、建物(注1)及びその建物に附属又は収容する次の物(注2)です。

① 建物の基礎及び畳、建具その他の従物、電気・ガス・水道・空調設備などの付属設備(補償の対象としない旨の申出がなければ、補償の対象となります。)

② 建物に附属する門・垣・塀その他の工作物(補償の対象とする場合は、申出が必要です。)

③ 建物に収容されている家具類(補償の対象とする場合は、申出が必要です。)

(注1) 建物であっても、構造、設備及び用途(業種)などにより補償の対象にできない場合があります。

(注2) 次の物は補償の対象となりません。

- ・道路運送車両法に規定する自動車
- ・通貨、有価証券、預貯金証書(預金証書又は貯金証書をいい、通帳及び現金自動預け払い・支払機用カードを含みます。)、印紙、切手、乗車券、その他これらに準ずる物
- ・貴金属、宝玉及び宝石並びに書画、骨とう品、彫刻物その他美術品で1個又は1組の価額が30万円を超える物
- ・稿本、設計書、図案、ひな型、い型、模型、証書、帳簿その他これらに準ずる物
- ・動物及び植物等の生物
- ・営業用什器備品、商品、製品、半製品、原材料、工作機械その他これらに準ずる物(農機具は除きます。)
- ・テープ、カード、ディスク、ドラム等のコンピュータ用の記録媒体に記録されているデータその他これらに類するもの
- ・船舶(ヨット、モーターボート及びボートを含む)及び航空機
- ・建物共済加入申込書に共済目的から除外する旨を記載している物

(4) 損害共済金のお支払い額

損害共済金のお支払い額の算定方法は、火災等事故、地震等事故を除く自然災害、地震等事故ごとに異なります。なお、共済金額が共済目的の価額(共済価額)に満たない場合、損害額の一部しか補償が受けられませんので、十分な補償が受けられよう共済価額に見合った共済金額(加入金額)をお申込み下さい。また、建物総合共済における地震等のお支払いでは、ご加入いただいた共済金額は共済金額×50%として計算されますのでご注意ください。

(5) 前記の損害共済金に加えて次の費用共済金をお支払いします。

① 残存物取片付け費用共済金

損害を受けた共済目的の残存物の取り壊し・片付け費用の実費(損害共済金×10%が限度)をお支払いします。(地震等による事故を除く)

② 地震火災費用共済金

「火災共済」において地震等事故による火災により一定以上の損害が発生した場合、共済金額×5%をお支払いします。なお、総合共済においては、地震等事故について損害共済金をお支払いするため、地震火災費用共済金のお支払いはありません。

③ 特別費用共済金

前記(2)の事故(地震等による事故を除く)において、損害割合(共済価額に対する損害額の割合)が80%以上の場合、仮住まい費用などに対して共済金額×10%(200万円が限度)をお支払いします。

④ 損害防止費用共済金

消火活動のために使用した消火薬剤等の再取得費用を約款に基づく算定方法により、お支払いします。

⑤ 失火見舞費用共済金

延焼等により近隣の他世帯に被害がおよんだ場合、被災世帯×20万円(共済金額の20%が限度)をお支払いします。

(6) 共済金をお支払いしない場合

① 次に掲げる損害に対しては、共済金を支払いません。

ア. 共済掛金等の払込みを受ける前に発生した損害

- イ. 加入者(加入者でない方で共済金を受け取る方も含めます。)又はその者の法定代理人の故意又は重大な過失によって発生した損害
 - ウ. 加入者と同じ世帯に属する親族の故意によって発生した損害
 - エ. 事故の際における紛失又は盗難
 - オ. 共済目的の性質又は欠陥によって発生した損害
 - カ. 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変又は暴動によって発生した損害
 - キ. 地震等によって発生した損害(建物総合共済における地震等による事故及び建物火災共済における地震火災費用共済金を支払う場合は除きます。)
 - ク. 核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性又はこれらの特性に起因する事故によって発生した損害
- ② 共済約款に記載されている次の場合には共済金をお支払いできない場合があります。
- ア. 加入者が損害発生の場合の手続きの通知を怠り、又は故意若しくは重大な過失により不実の通知をした場合
 - イ. 加入者が正当な理由がないのに損害調査を妨害した場合
 - ウ. 加入者が損害防止義務の指示に従わなかった場合
 - エ. 告知義務・通知義務の違反による解除、又は重大事由による解除により契約を解除した場合
 - オ. 加入者が共済金の請求を3年間怠った場合

(7) 付帯できる特約及びその概要

建物共済に付帯できる特約及び概要は次のとおりです。なお、詳しくは特約条項でご確認ください。

特約の名称	特約の概要	ご留意事項
新価特約	損害共済金算定の基となる共済価額及び損害額を再築又は再取得するために要する再取得価額で評価します。	建物の築年数によっては付帯できない場合があります。
小損害実損填補特約	損害の額が30万円以下の小損害事故の場合に損害の額を共済金としてお支払いします。なお、この特約は建物火災共済又は建物総合共済の共済金額が1000万円以上の契約に付帯できます。	責任期間中に共済金額を減額したことにより、1000万円を下回った場合はこの特約は解除されます。
臨時費用担保特約	事故の際の臨時の出費のために損害共済金×加入の際に選択された給付割合(10, 20, 30%)をお支払いします(250万円が限度)。また、火災等事故により加入者や同居人などの方が、死亡又は後遺障害を被った場合、1名ごとに共済金額×30%(200万円が限度)をお支払いします。	共済掛金等は臨時費用共済金に相当する分が割増となります。 地震等の事故はお支払いできません。
費用共済金不担保特約	事故の際にお支払いする共済金は、損害共済金のみで、費用共済金のお支払いはありません。	共済掛金等は費用共済金に相当する分が割引となります。
収容農産物補償特約	建物総合共済の共済目的である建物に収容される農産物(米穀、麦、大豆)が共済事故により損害を受けた場合に、その損害に対して収容農産物損害共済金をお支払いします。	共済責任期間は次のいずれかが選べます。Aタイプ(申し出た開始日から末日までの120日以下の期間)。Bタイプ(主契約の責任期間と同一の期間)
自動継続特約	毎年の更入手続きの必要がなく、責任期間を最大10年間自動継続いたします。	共済掛金等は毎年お支払いいただきます。

II. 共済責任期間

- (1) 建物共済の共済責任期間は1年です。なお、ご都合により責任開始日を同じにするために限り、1年未満の共済責任期間で申込むことができます。
- (2) ご契約者の共済責任期間は、加入申込書に記載した責任開始日の午後4時から翌年同日の午後4時までとなります。加入申込後にお送りする「加入承諾書兼（掛金納入）通知書」に記載されている責任開始日までにお支払いください。なお、ご契約内容は建物共済証券でご確認ください。
- (3) 加入申込書に記載された責任開始日を過ぎてお支払いいただいた場合の責任期間は、お支払い日の午後4時から1年間となります。なお、共済掛金等のお支払い前の事故については、共済金のお支払いはできません。

Ⅲ. 加入条件(共済金額等)

(1) 加入の単位

- ① 建物1棟ごとの加入となります。(家具類も含めた場合も合わせて1棟となります。)
- ② 家具類は加入建物に収容されている物に限ります。
- ③ 家具類単独での加入はできません。

(2) 共済金額の設定

- ① 共済金額は、(3)の条件の範囲でご契約ください。なお、用途等により加入できる共済金額の制限があります。
- ② 共済金額は、事故が発生した場合に十分な補償が受けられるよう、共済目的の再建築（取得）価額に見合った共済金額を設定してください。共済金額が再建築（取得）価額に対して過小である場合は、損害額の一部しか補償されなかったり、過大である場合は共済掛金等が無駄になることがあります。

(3) 共済金額の設定条件

- ① 建物火災共済の共済金額の最高限度額は1棟6,000万円です。
- ② 建物総合共済の共済金額の最高限度額は1棟4,000万円です。
- ③ 共済金額の設定は、1棟ごとに10万円以上で、1万円単位となります。

Ⅳ. 共済掛金等

共済掛金等は、共済金額、建物の用途・構造、付帯する特約などにより決まります。詳しくはパンフレットをご覧ください。

7. 農機具共済

農機具共済に加入している農機具に共済事故が発生し、損失が出たときに共済金を支払う事業です。

(1) 共済事故

共済事故は次のとおりです。

① 農機具火災共済

火災、落雷、物体の落下・飛来（ただし、その現象が建物及び建物の内部で発生したものを除きます。）、破裂、爆発、盗難による盗取・き損、鳥獣害、第三者行為による不可抗力のき損（以下「火災等による事故」という。）

② 農機具総合共済

- ・火災等による事故
- ・衝突、接触、墜落、転覆、異物の巻き込み
- ・台風、暴風雨、洪水等による風水害、雪崩等の雪害、土砂崩れ、崖崩れ、地滑り、その他これらの事故に類する自然災害（*ただし、地震、噴火、津波を除きます。）による損害

③ 農機具更新共済

- ・火災等による事故
- ・衝突、接触、墜落、転覆、異物の巻き込み
- ・台風、暴風雨、洪水等による風水害、雪崩等の雪害、土砂崩れ、崖崩れ、地滑り、その他これらの事故に類する自然災害（*ただし、地震、噴火、津波を除きます。）による損害
- ・共済責任の終了又は満了に伴う経年減価による損害

※地震、噴火、津波による損害については、「地震等担保特約」を付した場合に限り、加入共済金額の50%を限度としてお支払いします。ただし、損害割合が5%以上となった場合に限り

ます。

(2) 共済責任期間の開始及び共済責任期間

① 農機具損害共済（農機具火災共済及び農機具総合共済）

共済責任期間は、組合が加入者から共済掛金等の払込みを受けた日（共済関係成立時の書面にこれと異なる共済責任期間の開始日が記載されているときはその日）の午後4時から始まりその期間は1年です。ただし、共済責任期間の始期を統一する必要があるときは、1年未満とすることができます。この場合の共済掛金等は、共済責任期間の月数に応じた係数を乗じて得た額となります。

② 農機具更新共済

共済責任期間は、組合が加入者から初回の共済掛金等の払込みを受けた日（共済関係成立時の書面にこれと異なる共済責任期間の開始日が記載されているときはその日）の午後4時から開始します。また、共済責任期間は、共済責任開始日の午後4時から末日の午後4時までとなっており、3年以上の期間であって、農機具の耐用年数から既に経過した年数を差し引いた年数の範囲内の期間となります。

翌年度以降の共済掛金等は、共済責任期間の開始月日に応答する日までに納入いただくこととなりますが、14日間の猶予期間（この猶予期間中に共済事故が発生した場合、支払う共済金から共済掛金等に相当する額を差し引くことになっております。）があります。この猶予期間を過ぎても共済掛金等の払込みがないときは、共済関係は失効し、共済事故が発生しても共済金が支払えないこととなります。

(3) 新調達価額

新調達価額とは、共済目的と同一の機種で、同一又は類似の性能を有する新規の農機具の価額で、市場における新品の小売価格になります。なお、農機具損害共済は未評価保険の為、引受時の新調達価額が事故時の審査で変わる場合があります。

(4) 共済金額

共済金額は、加入申込みのときに加入者が農機具1台ごとに申し出た金額ですが、その上限は2,000万円です。ただし、未使用の状態で購入した農機具にあつては新調達価額、中古購入農機具の場合は、購入価額若しくは農機具共済の基準による時価額のいずれか低い額が限度額となります。また、中古で購入した農機具は「付保割合条件付実損てん補特約」を付帯しなければ加入できません。

農機具更新共済に加入されている方で農機具の買い替え資金を積み立てるための減価共済金額は、共済金額を限度として加入されている農機具の経年減価額の範囲内で、加入者が申し出た金額です。

なお、共済関係の成立時に共済金額がその新調達価額を超えている場合には、善意でかつ重大な過失がなかったときは、その超過部分について、当該共済関係を取り消すことができます。また、共済関係の成立後に共済価額が著しく減少したときは、組合に対して、将来に向つて、共済金額の減額を請求することができます。

(5) 共済掛金等

共済掛金等は共済金額に共済掛金率等を乗じて得られた額で、加入申込みの承諾の通知に記載された払込期限までに組合に払い込んで下さい。

なお、共済関係の成立後に、てん補する損害の発生の可能性が著しく減少したときは、組合に対して、将来に向つて、共済掛金について、減額を請求することができます。また、共済関係の成立後に共済価額が著しく減少したときは、組合に対して、将来に向つて、その減少後の共済金額に対応する共済掛金に至るまでの減額を請求することができます。

(6) 共済掛金率

農機具総合共済において、「無事故割引・有事故割増料率制度」により、加入者の危険の程度（等級）に応じて農機具1台ごとに翌年の割引・割増の掛金率を設定します。

① 掛金率区分を10等級に設定し、基本等級である4等級から始まり、割引は等級が下がり、割増は等級が上がります。（はじめて加入する場合は基本等級が適用されます。）

② 2年間連続して無事故の場合、1等級割引となります。もし契約が途切れた場合は割引が適用されないこともありますので注意して下さい。

- ③ 割増対象事故は、衝突、接触、墜落、転覆、異物の巻込みとなります。
- ④ 割増対象事故1件につき共済金をお支払いした場合、次の契約から1等級割増となります。
- ⑤ 再加入いただく場合、継続期間に応じて前回の等級を引き継ぎます。
- ⑥ 責任期間が1年未満（短期）の加入で、責任期間中に割増事故が発生した場合、次回契約更新時の等級は上がりますが、無事故の場合は、等級は据え置きとなります。
- ⑦ 次回の等級は、事前に書面でお知らせします。

(7) 共済金の支払額

農機具共済に加入した農機具が、共済事故によって損害を被ったときには、次の共済金をお支払いします。なお、請求に必要な書類の作成費用については、加入者負担となります。

① 災害共済金

災害共済金とは、共済事故による損害に対してお支払いする共済金です。ただし、農機具損害共済の場合、同一共済責任期間における災害共済金の額の合計は共済金額に相当する金額を限度とします。

災害共済金を支払うべき損害の額は、農機具の新調達価額又は共済金額のいずれか低い額を限度として、その損害の発生直前の状態に復旧するために必要な最低額によって定めます。

分損の場合、材料費、技術料、その他修繕費に関する経費の合計額が損害の額になりますが、技術料単価、引上げ費用、運搬費用等は、審査基準の上限があります。

加入している共済金額が損害評価によって決定された新調達価額に満たない場合は、損害額に付保割合（新調達価額に対する共済金額の割合、付保割合条件付実損てん補特約を付した場合は新調達価額×約定割合に対する共済金額の割合）を掛けた額を災害共済金として計算し、お支払いするため、修理費用を下回る場合があります。

② 臨時費用共済金

臨時費用共済金は、災害共済金のほかにその損害に伴う臨時の費用に対して支払われる共済金です。その内訳として次の2つの共済金があります。

・臨時費用共済金

共済事故により、臨時に出費するであろう費用をお支払いする共済金です。支払われる額は、共済金額に損害割合（＝災害共済金の支払額/新調達価額）の10%を乗じて得た額となります。

・傷害費用共済金

加入者及びその親族等が、共済事故に直接起因し、30日以上入院加療が必要になったとき、又は死亡若しくは共済約款に定める後遺障害を被ったときにお支払いする共済金です。ただし、加入した農機具が農業用貨物自動車等の場合には、傷害費用共済金はお支払いできません。

(8) 復旧義務

共済事故により農機具が損害を被った場合、その農機具は事故発生の日から1年以内に復旧しなければなりません。また、復旧した事を証明する書類を組合に提出しなければなりません。

復旧しなかった場合には、災害共済金が時価損害額（経年減価を考慮した損害額）までのお支払いとなります。また、部品供給不可のため修理できない場合も同様の取扱いとなります。

(9) 支払共済金の分担

災害共済金の支払いにあたり、加入契約をいただいた農機具に補償内容を同じくする他の共済・保険契約があり、かつ、それぞれの契約の支払額合計が共済約款に定める支払い限度額を超えるときは、損害の額にこの組合の支払責任額の当該合計額に対する割合を乗じて得た金額となります。ただし、他の共済関係等により支払われるべき共済金又は保険金の一部が支払われず、この共済関係による災害共済金との合計額が損害の額に満たないときは、この共済関係の支払責任額を限度に損害の額に満たない額を加えた金額となります。

なお、支払うこととなる災害共済金の額の全部又は一部が他の共済関係等から既に支払われている場合は、その額を差し引いた金額となります。

災害共済金にかかる臨時費用共済金も同様となります。

(10) 賠償金等

第三者行為により賠償金等を取得した場合は、その分を差し引いて災害共済金を支払います。

(11) 共済金をお支払いできない場合

共済責任期間中に発生した共済事故による損害であっても、次のような場合には共済金をお支

払いきれないことがありますのでご注意ください。

- ① 加入者若しくはその者の法定代理人（加入者が法人であるときは、その理事、取締役又は法人の業務を執行するその他の機関）又は運転者の故意若しくは重大な過失
- ② 加入者と生計を共にする同居の親族の故意による損害（その親族が加入者に共済金を取得させる目的のなかった場合を除きます。）
- ③ 加入者でない者が災害共済金の全部又は一部を受け取るべき場合においては、その者又はその者の法定代理人の故意又は重大な過失によって発生した損害
- ④ 農作業以外の使用目的による事故
- ⑤ 加入した農機具が本来持っている欠陥、摩滅、腐食、さび、その他の自然消耗によって生じた損害
- ⑥ 故障・凍結・消耗部品にのみ生じた損害
- ⑦ パンク修理
- ⑧ 作業目的物による損害
- ⑨ 被共済農機具から取りはずされて農機具上にない部分品、付属品もしくは機械器具に生じた損害
- ⑩ 燃料の劣化などによるキャブレター等の目詰り
- ⑪ 川、沼などからの給水による防除機の見詰り
- ⑫ 稼働中の負荷、衝撃によるミッション内部及びクラッチ盤に生じた損害
- ⑬ バッテリー等からの過電流により生じた電子基板の損害
- ⑭ 戦争・革命・内乱及び暴動等による損害
- ⑮ 核燃料物質の放射性・爆発性等による損害
- ⑯ 地震、噴火、津波（以下「地震等」といいます）による損害
 ※地震等が直接又は間接の原因となって発生した火災・破裂又は爆発、これらが拡大して発生した損害についても共済金の支払い対象になりません。ただし、地震等担保特約を付した場合を除きます。
- ⑰ 加入者が損害発生の通知を怠り、故意・重大な過失によって事実と異なる通知をしたとき
- ⑱ 共済事故発生の際の調査を妨害したとき
- ⑲ 損害調査等に必要な書類を偽造・変造したとき
- ⑳ 加入者が損害防止義務の指示に従わなかったとき
- ㉑ 加入者が共済金の支払い請求手続きを3年間怠ったとき
- ㉒ 損害の額が新調達価額の5%に満たない場合、又は損害の額（免責事項に該当する場合はその額を差し引いた残額）が1万円に満たない場合
- ㉓ 損害部品が廃棄され、確認できないとき
- ㉔ ローターリー又は代掻きハローの事故の際、申込時にその記載がないとき（13）参照
- ㉕ 農機具損害共済で一共済責任期間内に同じ契約の農機具に複数の事故が発生した場合、お支払いできる災害共済金の合計額は共済金額までとなりますのでご注意ください。（18）①参照
- ㉖ 下記部品については、共済事故であっても、自然消耗との関連から部品単価に下記割合を乗じて得た額を損害の額としてお支払いします。ただし、「衝突」、「接触」、「墜落」、「転覆」、「異物の巻込み」による共済事故に適用します（なお、上記の事故によって生じた火災、破裂・爆発を含みます）。

部 品 名	割合
ロータリー等の爪、爪軸、ハローのレーキ（レベラ）、チェーンケースカバー、刈刃、カッターの刃、モアアのディスク、ヘーレーキ等のタイン、除雪機のオーガ、受網、チェーン、ホイール一体型タイヤ、溝切り機・カルチベーター等の培土板（アッセンブリーを含む）、あぜ塗機のディスクおよび上面ローラ（アッセンブリーを含む）、ワイヤー類、ユニバーサル・ジョイント、プラウ・ソイラ等の刃、溝掘機のオーガ、バケット、グレーダー	5割
タイヤ、チューブ、クローラ、ロータリー等のゴムカバー、ベルト類、ホース類、ビニール製ダクト類、ゴムローラ類、ゴム製レーキ（レベラ）、マニユアスプレッダーの床板	3割

- ㉗ 損害発生の通知が遅れた場合、農機具の型式等の相違があった場合、多重事故があった場合な

ど、下記のような免責基準があります。

速報遅延	3ヵ月以上	10%	事故発生通知の早期提出、共済金の早期支払いを目的に、速報の遅延したものに損害額の一部免責を適用する。「速報遅延」は事故発生日から事故速報の提出のあった日までの期間による。
	6ヵ月以上	20%	
	1年以上	30%	
型式の相違	3ヵ月未満	20%	「型式の相違」は買い替え日から事故日までの期間による。
	3ヵ月以上	30%	
多重事故	3回目	10%	更新共済において応答日から翌応答日までの1年間に同一加入者、同一機種が3回以上事故発生した場合の3回目以降の事故に対し免責を適用する。ただし、火災、鳥獣害及び自然災害（落雷を含む）による事故は除く。
	4回目	20%	
	5回目以降	30%	
その他の損害防止義務違反		10%	パイプハウス格納中の雪害 軒下放置中の雪害
		40%	定期点検における不良箇所の見落とし、調整間違い（共済事故であっても、オイル漏れや交換不良、ベアリング等の消耗・破損によって波及した損害など）
		100%	車検切れ期間中に発生した特殊物件の事故

⑳ 衝突、接触、墜落、転覆、異物の巻き込みによる共済事故については、過失責任として損害の額から10%を差し引いた額を損害の額とします。

(12) 修理見積書（又は修理報告書）の提出

修理見積書（又は修理報告書）は、加入者の方が修理業者に依頼して組合に提出していただくことが基本となります。提出された修理見積書（又は修理報告書）はその内容を審査した結果、復旧する為に必要な最低額と認められないときは、減額される場合があります。なお、部品供給不能の場合であっても、その部品が供給できるものとみなした見積額により損害額を算定いたします。

(13) 附属装置

農機具の附属装置は、農機具共済加入申込書に共済目的とする旨を記載していないときは共済目的には含まれません。

例えば、トラクターを「附属装置あり」で加入する場合は、「トラクター本体、ロータリーおよび代掻きハロー」のセット加入であることを意味します。代掻きハローを所有していない場合や、ウイング式の代掻きハローを所有している場合は、事故の際の損害評価で新調達価額に変更が生じることがありますので、加入申込書や証券などの「附属装置」欄をご確認の上、訂正が必要な場合は予めお申し出願います。

(14) 告知義務違反による解除

加入の申込みに当たっては、損害の発生の可能性に関する重要な事項について組合が求めたものに事実の告知が必要です。告知をしなかったり、不実の告知をした場合には共済関係を解除する場合があります。当該解除権は解除の原因を知ったときから1ヵ月間行使しないときは、消滅します。

なお、加入申込みの承諾の当時に組合が不実の告知の事実を知っていたり、共済媒介者が組合員に対し不実の告知を勧めたときなどは、解除できません。

(15) 重大事由による解除

次の事由がある場合には、共済関係を解除する場合があります。

- ① 共済金の給付を目的として損害を生じさせ、又は生じさせようとしたこと。
- ② 共済金の給付の請求について詐欺を行い、又は行おうとしたこと。
- ③ 組合の組合員に対する信頼を損ない、共済関係の存続を困難とする重大な事由。

(16) 解除の効力

解除は将来に向ってのみ効力を有しますが、重大事由による解除の場合は解除までに発生した共済事故による損害を、告知義務による解除の場合はその事由が生じたときから解除までに発生

した共済事故による損害を、組合がてん補する責任は負いません。

(17) 共済関係の失効

共済目的の譲渡又は相続その他包括継承があったときは、農機具共済の共済関係に関する権利義務を承継した場合を除き、その譲渡又は相続その他の包括継承があった時から共済関係の効力を失います。

また、共済目的が共済事故以外の事由により滅失したとき、その滅失した時から共済関係の効力を失います。

なお、組合員の責めによらない事由により、滅失した場合には、既に払い込みを受けた共済掛金の全部又は一部を返還します。

(18) 共済関係の消滅・終了

組合員の資格を喪失したときは、その時の属する共済責任期間（更新共済にあっては、その時の属する共済掛金期間）の満了の時に、共済関係は消滅します。

共済事故による災害共済金の支払額、損害割合により、以下により共済関係が消滅・終了します。

① 農機具損害共済

共済責任期間中であっても、支払われた災害共済金の合計額が共済金額に相当する金額になったとき、契約は消滅します。

② 農機具更新共済

共済責任期間中であっても、共済事故によって受けた損害割合が経年減価残存率以上となったとき、契約は終了します。

この場合、災害共済金のほか約款に定める算式に基づき、積立部分の減価共済金もあわせて支払います。

(19) 共済責任期間中の異動通知

共済責任期間中に加入申込みのときと異なる次のような事実が発生した場合には、速やかに組合にご連絡願います。加入者がこの通知を怠ったときは、共済金をお支払いできない場合や、契約を解除しなければならない場合、契約が失効する場合がありますのでご注意ください。

なお、契約の解除・失効にあたっては、共済責任期間中のうちまだ経過していない期間に対応する共済掛金に係数を乗じて得た額を返還いたします。

① 加入した農機具について補償内容を同じくする他の共済・保険に加入したとき

② 加入した農機具を譲渡又は解体・廃棄するとき

③ 加入した農機具が共済事故以外の原因によって破損したとき

④ 加入した農機具の用途を変更したり、大きく改造したとき

⑤ 加入した農機具の格納・設置場所を変更するとき

⑥ 加入した農機具についての危険が著しく増加したとき

(20) 農機具の入れ替え

加入した農機具を責任期間中に更新するなど買い替えたときは、組合に連絡して下さい。なお、正当な理由がなく連絡がない場合は、新たに購入した農機具について契約を継続できない、又は共済金を一部免責する場合があります。

(21) 共済掛金等の追徴又は返還

共済責任期間中の異動通知があった農機具について、組合が必要と認めたときは、共済掛金等の追徴又は共済掛金の返還をすることがあります。

(22) 損害発生の通知

農機具に損害が発生したときは、遅滞なく組合に事故発生の通知をお願いします。

なお、事故発生の通知が正当な理由がないのに3ヵ月以上遅れた場合には、その遅れの程度に応じて損害額を減額することがあります。(11) ㉞参照

(23) 損害防止等の義務

加入者は、加入契約した農機具について通常の実操作・管理・損害防止措置を行うとともに、事故が発生したときは、その防止・軽減に努めて下さい。これらの努めを怠ったときは、損害の額から防止・軽減できたと認められる額を差し引くことがあります。また、必要な処置について組合から指示することがあります。

(24) 他人の所有する農機具を農機具共済に付した場合

他人の農機具を管理する者が、損害賠償を目的に農機具損害共済に付したときは、損害賠償請求権を有する所有者が共済金を請求する権利について先取特権を有します。債務の弁済又は所有者の承諾があれば、決められた範囲内で直接請求ができます。この場合、損害賠償請求権を有する所有者への譲り渡し、又は当該損害賠償請求権に関する差し押さえができます。

(25) 自動継続特約

組合員が申し出て組合がこれを承諾したときは、自動継続特約を付すことができます。共済責任期間満了の日の属する月の前月10日までに解除の意思表示がないときは、満了する共済関係と同一の内容で共済責任期間を1年とする共済関係で継続引受します。自動継続後の共済関係に係る共済掛金等は、継続前の共済責任期間の満了日までに払い込むものとします。

払い込み期限の翌日から起算して14日間を猶予期間とし、その期間内に払い込みがあった場合は、継続前の共済責任期間満了日の午後4時から共済責任といたします。ただし、この猶予期間内に共済事故が生じ、その期間内に共済掛金等が払い込まれていないときは、共済金を支払いません。また、猶予期間の末日までに払い込みがない場合は共済関係を解除いたします。

(平成31年1月調整)

山形県農業共済組合

〒 994 - 8511 山形県天童市小関1333番地

TEL (023)656-8988 (代) FAX (023)656-8980